

正治奏状

皇太后宮奉俊成卿

萬葉集

聖武天皇時
被撰之

堀河院御時

今昔事
昨今
昨今皆歳二十

度公徳右大臣舟のらひゆくはと此老入道位
 あり寸此人にらとくはと又二十此齡まで幼乃
 若くは中より入るるさう初と御製
 外十二人公行公徳行宗教長顯補等卿忠感
 親隆等朝臣僧都寛雅老入及女房堀河共
 衛めと小大進と進程ゆん其度議らあくと
 とくゆくはと公行行宗寛雅三人ゆくとくれ

山く後かるといづくまゝく三人隆季清輔實信
 お終るふ尚齒會とす事ははらうま老をり
 物りりい仕度めく山百首めくといはらう
 るつぬまふあり長と中ゆり私私のつたき
 拾遺古今と名つまき集撰く尚事とまき
 清輔の道すつたなるのれよていづくめさひ
 あり終るといづくはくはくはくはくはく
 めるまことえいづくもき次くもまといづくぬ春の
 東乃と中ゆ款をそ友は部と入くまことそのす
 源氏の物語り二月のむの宴れとす小内侍志

かとてお不ろ月夜よといづくまきゆと教長も清輔
 色源氏と見えんはと南く文集と中又はもみ
 ろく白樂天詩と不明石暗擧る月也暖那寒
 漫く風と中詩はけすめと後くんとえ知んく
 友の和めとかとそあ長は部と入て教長清
 輔をにうめく事といづくまき又顯捕廻詞記
 集撰めめも顯捕あり南よやと尚月とれとと
 中守とくくまきとめとたいまより行はとそ
 少然とるり中宛宛集とらとそ方のとゆわく
 にもとまめ故八條のおはふたとあれとるめ

三十三

三十三

く撰く我きし〜とてゆつせむしと
 ともてとめり宗徳流るまも人の教をも
 けつと終るとき終りしと故けりゆり教
 のまふくやゆりする人のまらふとこはら
 めくもむまけく世事ありゆくととゆく
 たりからりまれと思ひゆりせんにきる
 きいんまきも故るゆりの御り年れら
 しとともまのまゆり入るときと終るとしゆり
 を教めて大方集りてりわたりとめやゆり
 せんととも終りまるときと終りし又法補

の續初記集とゆう法とてはつる法ゆり〜二系
 院本初撰よりあるとてしつりまゆりかむと法義
 引くまゆりし〜ゆり故に大信入たりゆり
 ともゆりゆりと思ひ入るとて我ゆり
 まゆりゆり先祖とてり用院の人ゆりゆり
 してりとも又かひ入たりゆりのことハハ
 外祖ゆりゆりゆり入道ゆりゆりゆり
 としゆりゆりゆりかゆりゆりゆりゆり
 めゆりゆりゆりゆりゆりゆりゆり
 け先祖ゆりゆりゆりゆりゆりゆり

寶篋

八所孝くはる花の八くすまつたに
くはる花の八くすまつたに

定為法印申文

禁裏御百首事已其沙汰作致如取及作志清撰作

者之中被相和僧侶作之三代堀川院法百首并建保名順徳

不御百首之例珍重存下純中一族人之海之始苗家

管官作此同若今度相構一門之緇穢被申和少様可

有所計作致其故若堀川院法百首之時隆源阿闍梨

烈能若以兼他家僧多接 公宴之遊於苗家若快修僧

正以法雅此道蹟 勅撰之軍雜甚教多未加 公宴之

能多之條響所予少不於貴僧多僧志不能申是

非如隆源阿闍梨 從齋故卿至經年々以代所作 題昭法稿 隆補口字
若父通宗羽長始入後拾遺 隆有誓也